

# 全国健康関係主管課長会議資料

平成24年2月3日(金)

於：中央合同庁舎第5号館 低層棟講堂

厚生労働省健康局  
生活衛生課



# 目 次

## 1. 生活衛生関係対策について

- (1) 生活衛生関係営業の振興について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 平成24年度予算(案)について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- (3) 平成24年度税制改正(案)について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (4) 株式会社日本政策金融公庫の「生活衛生資金貸付」について・・・・・・・・ 3
- (5) 理容業・美容業について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- (6) 旅館業法における構造設備要件について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- (7) 公衆浴場等におけるレジオネラ症防止対策について・・・・・・・・・・ 5
- (8) クリーニング師の研修受講等の促進について・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- (9) 引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場について・・・・・・・・・・ 5
- (10) 地域保健における対物保健サービス検討ワーキンググループについて・・・・ 5
- (11) 振興指針について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- (12) 標準営業約款の登録普及促進について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

## 2. 建築物衛生対策について

- (1) 建築物等の衛生対策について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- (2) シックハウス対策について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

## 3. その他

- (1) 東日本大震災に際しての御遺体の埋火葬について・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- (2) 墓地を経営する特例民法法人に対する指導助言について・・・・・・・・・・ 7
- (3) 基礎自治体への権限移譲について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- (4) 大臣表彰について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- (5) 生活衛生営業経営特別相談員功労者に対する健康局長感謝状について・・・・ 8



# 生活衛生課

## 1. 生活衛生関係対策について

### <総論>

昨年3月に発生した東日本大震災では、生活衛生関係営業者も多数被災し、お見舞い申し上げます。厚生労働省としては、地域に身近な被災営業者が早期に営業を再開し、被災者へのサービス提供を通じて地域の復興に尽力いただきたいと認識している。このため、「被災営業者による被災地支援プログラム」を立ち上げ、平成23年度当初予算の有効活用、累次の補正予算を通じての予算、税制、融資の関係措置を総動員している。措置の有効活用をお願いするとともに、平成24年度当初予算案にも「被災した生活衛生関係営業者への支援」（復興庁計上）を盛り込んだので、各都道府県生活衛生指導センターを通じて、関係の生活衛生同業組合に周知をお願いしたい。

生活衛生関係営業の振興については、生活衛生関係営業対策事業費補助金について、対前年度比10%増の797百万円を平成24年度予算案に盛り込んだ。昨年度の事業仕分けの教訓を踏まえ、事業の効果測定、評価が計画的に行われるよう、協力をお願いしたい。

生活衛生関係営業は中小零細事業者が多く、また、組合員の高齢化などの多くの課題に直面している。一方で、生活衛生同業組合は、衛生水準向上のための共同事業を実施し、また、保健所から各事業所への情報伝達の機能を発揮するなど、食中毒、感染症の発生予防上も有益な役割を果たしている。こうした観点から、昨年7月に、都道府県、保健所設置市宛てに、新規開設等する営業者に対する組合への加入等に関する情報提供をお願いしたところであり、対応方、お願いしたい。

平成24年度の生活衛生同業組合が補助金で実施する事業の特別課題など、対策の方向性については、生活衛生関係営業の振興に関する検討会において審議を行う予定である。

生活衛生関係営業は、多くの衛生課題と規制改革の要望に直面している。町屋・古民家の規制緩和、安全なまつげエクステンションの在り方などについては、生活衛生関係営業等衛生問題検討会において、検討を進めている。また、平成24年度予算案には、環境衛生監視員研修を新たに盛り込んだので、保健所職員等の資質向上の機会になればと期待している。ご協力をお願いしたい。

### <各論>

#### (1) 生活衛生関係営業の振興について

##### ①生活衛生営業指導センターによる支援について

平成24年度予算(案)においては、後継者育成支援や効果的な相談・指導等の推進にかかる経費を計上したところである。

各都道府県におかれては、事業の実施に当たり、その目的・効果についてこれまで以上に精査されるとともに、地方交付税の財源の活用、「生活衛生営業経営指導員の公募の促進について」（平成23年2月4日健発0204第5号厚生労働省健康局長通知）についても特段の配慮をお願いしたい。

また、都道府県生活衛生営業指導センターに係る補助金については、積極的にメリハリを利かせて審査・決定する仕組みとしたところである。

今後も、各種取組状況のフォローアップを実施するので、引き続き指導をお願いしたい。

#### ②新規開設者等に対する生衛法に係る情報提供

生活衛生同業組合への加入は任意であるが、生衛法の趣旨、組合の活動内容、組合加入により受けられる優遇措置等について、詳しく知らない新規開設者等がいることも考えられるため、平成23年7月26日付けで発出した生活衛生課長通知「新規に開設等する生活衛生関係業者に対する生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に係る情報提供について」に基づき、新規開設者等に対し、生衛法の趣旨、関係する組合の内容、所在地、連絡先等について、保健所窓口や生活衛生関係業者に対する研修会等において情報提供をお願いしたい。

#### ③特例民法法人に対する指導について

従来の公益法人については、経過措置として5年間（平成25年11月30日まで）に限り、特例民法法人として従前のおり存続できるが、新法に適合するよう所要の準備を行い、新制度の公益社団・財団法人又は一般社団・財団法人へ移行するよう指導をお願いしたい。

なお、2月上旬を目途に都道生活衛生営業指導センターに係る公益性について通知を発出する予定としているので、当該法人の移行にあたっては、特段の配慮をお願いしたい。

### (2) 平成24年度予算(案)について

平成24年度予算(案)の主な内容は、以下のとおりである。

#### ア 生活衛生関係営業対策事業費補助金

全国生活衛生営業指導センターのシンクタンク機能の強化を図るとともに、生活衛生同業組合及び連合会の行う衛生対策、振興事業の支援を強化する。

##### a. 全国生活衛生営業指導センター

・生衛業経営状況実態調査を新たに計上

##### b. 都道府県生活衛生営業指導センター

・後継者育成支援や効果的な相談・指導等の推進

##### c. 生活衛生同業組合、連合会

・衛生対策・振興事業の支援を強化

・災害時危機管理事業を新たに計上

#### イ 被災した生活衛生関係業者への支援【復旧・復興】

店舗等の再建が困難な被災した生活衛生関係業者の復興を支援するため

に、仮設クリーニング工場の設置などを支援することにより、営業者の自立を支援する。(復興庁計上)

ウ 環境衛生監視員を対象とした研修を新たに計上

(3) 平成24年度税制改正(案)について

平成24年度税制改正大綱(平成23年12月10日閣議決定)において生活衛生関係営業に関連する主な内容は、以下のとおりとされた。

なお、生活衛生関係営業の活性化のための税制措置を検討することを目的に、新たに生活衛生関係営業の振興に関する検討会の下にワーキンググループを設置し、6月頃を目途に結論を得る予定としている。

ア 生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長〔法人税〕

生活衛生同業組合等が共同利用施設(共同送迎バス、共同研修施設、共同蓄電設備等)を設置した場合に、取得価額の6%の特別償却を認める現行の特例措置について、適用期限を1年延長する。

イ 公害防止用設備に係る特別償却制度の適用期限の延長〔所得税、法人税〕

フッ素系溶剤を使用するドライクリーニング機又は活性炭吸着回収装置内蔵型のテトラクロロエチレン溶剤を使用するドライクリーニング機を新增設した場合に、取得価額の8%の特別償却を認める現行の特例措置について、適用期限を2年延長する。

ウ 公害防止用設備に係る課税標準の特例措置の拡充〔固定資産税〕

活性炭吸着回収装置又は活性炭吸着回収装置内蔵型のドライクリーニング機に係る固定資産税の課税標準を軽減する特例措置について、活性炭吸着回収装置を対象から外し、フッ素系溶剤を使用するドライクリーニング機を対象に追加し、課税標準を価格の2分の1(現行3分の1)にした上で、適用期限を2年延長する。

エ ホテル・旅館の建物に係る固定資産評価の見直し〔固定資産税〕

観光立国の観点から重要な役割を果たすホテル・旅館の用に供する家屋に係る固定資産評価については、現在実施されている実態調査等の結果を踏まえ、家屋類型間の減価状況のバランスも考慮の上、具体的な検討を進め、平成27年度の評価替えにおいて対応する。

(4) 株式会社日本政策金融公庫の「生活衛生資金貸付」について

平成24年度予算(案)においては、貸付規模1,150億円を確保し、生活衛生関係営業者の資金需要に万全に対応することとしている。

各都道府県におかれては、生活衛生関係営業者の資金繰りに支障を来すことのないよう都道府県センターを主体とするなどして、生活衛生資金貸付の概要等について説明会を開催するなど、格別の配慮方をお願いする。

また、貸付条件の改善として、飲食店営業、喫茶店営業、食肉・食鳥肉販売業、